

## 【申請者様へのお知らせ】

### 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）の 更新手続の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いがなされています。

#### 精神障害者保健福祉手帳

##### 1 更新の申請

(1) 診断書を添えて行う申請

**診断書の提出を猶予する取扱いにより、申請書のみでの更新手続が可能です。この場合は、現手帳の有効期限から1年以内に診断書を提出してください。**

《対象者》 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方

《留意事項》 **猶予期間（1年）内に診断書の提出がない場合は、1年を超えた期間の手帳は無効となります。**

○通常どおり診断書を添えて行う申請も可能です。

(2) 年金証書等の写しを添えて行う申請 変更なし。通常どおりの書類が必要です。

##### 2 新規の申請

変更なし。通常どおりの書類が必要です。

##### 3 等級変更の申請

変更なし。通常どおりの書類が必要です。

#### 自立支援医療（精神通院）

##### 1 更新の申請

**現在の受給者証の有効期間が一律に1年間延長されています。**

《対象者》 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方

○現在お持ちの受給者証の有効期限が自動的に1年間延長されていますので、そのままお使いください。医療機関等で読み替えますので、手続は必要ありません。

○通常どおり診断書等の書類一式を添付した申請も可能です。

○受給者証に記載されている内容（氏名、住所、保険証、受診を希望する医療機関、所得の状況等）に変更が生じた場合は、変更手続が必要です。

○精神障害者保健福祉手帳と同時に自立支援医療（精神通院）の申請をされている方は、次回以降も診断書の提出が1度で済むように手続ができます。受付窓口へお尋ねください。

##### 2 新規の申請

変更なし。通常どおりの書類が必要です。

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）のいずれも郵送による申請ができます。申請書類の送付先は、お住いの市町の受付窓口です。

ご不明な点がございましたら、お住まいの市役所・町役場の精神保健福祉受付窓口、又は県立総合精神保健福祉センター（082-884-1051）へお尋ねください。